

- ロ、電柱ノ倒壊セル場合、コレガ修築ノタメ電力會社ガ工事ヲヤル時作物ヲ必ズアラスコトガ豫想デキルカラ、ソノ損害ヲナルベク工事着手前ニ要求スルコト。
- ハ、工場ソノ他ヨリ流出スル悪水、煙害等ノ場合ハソノ修理ヲ要求シ、且ツソノ損害ノ補償ヲ要求スルコト。
- 五、聯合會本部トノ連絡ヲ密接ニスルコト
- イ、別紙被害調査表ヲ即時記入ノ上聯合會ヘ送ルコト。
- ロ、立毛検見、陳情運動其他ドンナコトデモナルベク聯合會ヘ通知スルコト。

(以上)

昭 和 九 年 十 月 八 日	所 長 原 進	所 長 原 進
--------------------------------------	------------------	------------------

第 2853 號

昭和九年十月四日

大阪支所長 橋本龍保

福岡出張所長 清原進 殿

全農指令第三號「大風水害対策ニ就テ」ノ件

財團法人協調會大阪支所

